

災害時における民間賃貸住宅の
提供に関する協定

福岡県

北九州市

福岡市

(公社) 福岡県宅地建物取引業協会

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第4条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第5条 丁は、第3条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 甲と丁との間で平成22年3月19日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供及び媒介に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 10月 1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡市東区馬出1丁目13番10号
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
会 長 加藤 龍雄

災害時における民間賃貸住宅の
提供に関する協定

福岡県
北九州市
福岡市

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第4条 甲、乙及び丙は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第5条 丁は、第3条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅の使用の適否に係る確認に関すること

- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- 四 甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関する事
- 五 その他関係者との調整に関する事

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 甲と丁との間で平成30年10月22日に締結した「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 10月 1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 小川 洋

乙 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 東京都千代田区大手町2丁目6番1号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 三好 修

災害時における民間賃貸住宅の 提供に関する協定

福岡県

北九州市

福岡市

公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部

災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）、北九州市（以下「乙」という。）及び福岡市（以下「丙」という。）と公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部（以下「丁」という。）は、災害時に甲、乙、丙及び丁が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県において災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）として民間賃貸住宅を提供するため、丁に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、災害が発生し必要と認める場合、丁に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 丁は、前条の規定に基づく甲、乙及び丙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲、乙及び丙に可能な限り協力するものとする。

（甲、乙及び丙の役割）

第4条 甲、乙及び丙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 賃貸型応急住宅の借上げに関すること
- 三 賃貸型応急住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- 四 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事務の一部を、丁に委託することができる。

（丁の役割）

第5条 丁は、第3条の規定に基づき甲、乙及び丙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 賃貸型応急住宅として甲、乙及び丙が借り上げようとする民間賃貸住宅

の使用の適否に係る確認に関すること

三 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四 甲、乙及び丙からの委託を受けた事務に関すること

五 その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定に基づく事務が適切かつ円滑に行われるよう必要に応じて連絡調整を行い、乙及び丙は、甲の調整の下で、甲、乙、丙及び丁による連携体制をとるものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙、丙及び丁の協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月14日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙 北九州市
代表者 北九州市長 武内 和久

丙 福岡市
代表者 福岡市長 高島 宗一郎

丁 福岡市博多区中呉服町1番25-1号
公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部
本部長 伊藤 明